備考

一　確認書は片面印刷の方法により調製しなければならない。

二　確認書の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

三　確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四　不正行為を防止することができる方法で確認書を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五　確認書の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。